JOURNAL OF SCIENCE AND PHILOSOPHY 投稿規程

発行・編集:

Association for Science and Philosophy Journal of Science and Philosophy 編集委員会

〒102-8554 東京都千代田区 紀尾井町7-1 上智大学7号館313内

E-Mail: office-asp @yamanami.tokyo

制作・ オンライン版配布元・ 印刷版発売元:

やまなみ書房 books@yamanami.tokyo

〒252-6143 神奈川県相模原市緑区橋本 2-7-9 古川荘201 さがみ進学プラザ内 2018年7月24日 制定 2018年7月24日 施行 2018年8月15日 改定

第1条 (発行者)

Journal of Science and Philosophy(以下「本誌」)はAssociation for Science and Philosophyの機関誌である。序文に記した理念に基づき、Journal of Science and Philosophy編集委員会(以下「編集委員会」)が編集・発行を行う。制作・オンライン版配布・印刷版の発売は原則的にやまなみ書房が行い、印刷版の発売に関わる諸経費の負担者および収益を得る者はやまなみ書房とする。

第2条 (発行形態・掲載論文)

本誌の発行形態ならびに掲載論文の内容・体裁について以下に定める。

第1項 本誌は基本的に半年刊である。編集上の都合により臨時に増刊すること、刊行時期がずれること、特定の号の刊行を休むことがある。

第2項 すべての投稿論文は、科学、哲学、およびその関連分野に限られる。 ただし、編集委員会が認めた場合はその限りではない。

第3項 投稿論文の種類は、原著論文、総説、短報、紹介、コラム、研究の芽、討論、Encyclopedia of Science and Philosophyである。その他の種類も編集委員会における検討によって掲載されることがある。

第4項 原著論文、総説、討論、Encyclopedia of Science and Philosophy は別途定めた査読規程に則り、査読を行う。

第5項 掲載された論文等は本誌webサイト、およびJ-STAGE(J-STAGE利用許可が下りた後)で無償で公開される。また、印刷版はamazon.co.jp等で有償で発売される。

第6項 本誌の著作権は編集委員会が保持する。

第7項 本誌は特に断りがない限り、Creative Commons Attribution 4.0 International license (CC BY 4.0)で配布される。

第3条 (投稿方法・原稿の書式)

投稿方法・原稿の書式について以下に定める。

- 第1項 投稿原稿は編集委員会に送付すること。J-STAGEによる投稿審査システムへの電子投稿も認める(J-STAGE利用許可が下りた後)。
- 第2項 投稿原稿の書式は自由で良い。投稿者が組版の形式等を特に指定したい場合は、投稿時に編集委員会に相談すること。相談なき場合は編集委員会の裁量で組版を行う。一般的な体裁を伴わない原稿も歓迎する。先駆的な試みを行うよう心がけてほしい。
- 第3項 投稿原稿には、タイトル、氏名、所属を記載すること。投稿者を一意的に識別するため、ORCIDの併記を強く推薦する。
- **第4項** 投稿原稿の言語は特に指定しないが、自然言語であることが望ましい。 ただし、査読を要する投稿原稿については日本語および英語に限る。
- 第5項 一般的な研究倫理を逸脱した投稿論文は受け付けない。もし受け付け後に不正が発覚した場合は、編集委員会の裁量で受け付けを取り消す。
- 第6項 査読を要しないものを含む全ての投稿原稿は編集委員会が審査を行う。 審査の結果原稿の修正を求められること、掲載が許可されないことがある。
- **第7項** あまりに先鋭的な内容である等、査読に困難が生じた場合、特別寄稿等の形で査読なしの招待論文として掲載されることがある。

第4条 (義務)

投稿者、編集委員会、査読者、製作者が負う義務を以下に定める。

- 第1項 投稿者、編集委員会、査読者、製作者は本規程に合意する義務を負う。 合意できない場合は予め編集委員会と協議のうえ本規程の改正を行うこと。
- 第2項 投稿者は投稿に関わる費用を負担する義務を負わない。
- 第3項 投稿者は投稿論文の著作権を編集委員会に譲渡する義務を負う。
- 第4項 投稿者は編集委員会からの質問に対して適切に回答する義務を負う。
- 第5項 投稿者は幅広い読者に関心を持ってもらう原稿を書く努力義務を負う。 一方、内容は細かすぎて一般には相手にされないような内容の投稿も期待している。具体的には以下の努力義務を負う。

第1号 必要のないテクニカルタームの乱用は避けること。

第2号 論争を誘発する(ポレミックな)原稿を心がけること。

第6項 編集委員会は編集委員会が掲載を許可した投稿論文をCreative Commons Attribution 4.0 International license (CC BY 4.0)で公開する 義務を負う。

第7項 編集委員会および査読者は、投稿者の指導教員ではない。両者は投稿 原稿のよい点を積極的に見つけ、不十分な点については建設的なコメントを するなど、本誌に投稿原稿が掲載できるように努力する義務を負う。

第8項 製作者あるいは編集委員会のいずれかは、本誌を何らかの形でオンライン上に公開し、また印刷版を国会図書館に納本する義務を負う。また、両者は印刷版及び印刷版の抜き刷りを投稿者等に贈呈する義務を負わない。

第5条(改正)

本規程の改正は編集委員会の承認によって行われる。

第6条 (係争)

本誌の編集・制作・発行・配布に関わる係争については、当事者同士の話し合いによって穏便に解決するよう心がけること。無駄な紛争は益を生まない。 当事者同士で解決不能な本規程および本誌の編集・制作・発行・配布に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。